

第10回（定例）豊岡市農業委員会総会（定例会）会議録

平成31年1月25日（金）

（豊岡市役所5階会議室）

午後1時30分開会

議事日程

諸報告

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
番 委員
番 委員
- 日程第2 会期の決定について
月 日 日間
- 日程第3 報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
- 日程第4 報告第16号 農地等の競売・公売に参加するための買受適格証明書発行者に
対する農地法第3条許可書の発行について
- 日程第5 報告第17号 農地法第5条第1項ただし書き（第1号）の規定による届出書
受理について
- 日程第6 第64号議案 農地転用許可条件の変更承認申請審議について
- 日程第7 第65号議案 農地法第3条の規定による許可申請審議について
- 日程第8 第66号議案 農地法第4条の規定による許可申請審議について
- 日程第9 第67号議案 農地法第5条の規定による許可申請審議について
- 日程第10 第68号議案 農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証
明について
- 日程第11 第69号議案 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第12 第70号議案 別段の面積（下限面積）の設定について

出席委員（18名）

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 2番 | 加悦 富美恵 | 3番 | 高尾 利美 |
| 4番 | 原 清美 | 5番 | 蜂須賀 久人 |
| 6番 | 井谷 勝彦 | 7番 | 田中 直喜 |
| 8番 | 上坂 光広 | 9番 | 水嶋 義彦 |
| 10番 | 西沢 泰裕 | 11番 | 宮口 豊 |
| 12番 | 北垣 裕次 | 13番 | 齋藤 善久 |
| 14番 | 石橋 重利 | 15番 | 尾口 正信 |
| 16番 | 永井 辰正 | 17番 | 村田 憲夫 |

18 番 大原博幸

19 番 森井 脩

欠席委員 (1名)

1 番 宮岡正則

事務局出席職員職氏名

農業委員会事務局長……………宮 崎 雅 巳 農業委員会事務局次長…橋 本 明 宏
農業委員会事務局主幹兼係長…古 谷 明 仁 農業委員会事務局主査…西 田 弥

会長挨拶

○議長 (森井 脩) みなさん、こんにちは。ご苦労さまです。太平洋側といいますか大変乾燥しているようで、関東では記録的な乾燥のようです。インフルエンザが随分蔓延して、但馬の方ではまだそんな厳しい状況ではないようですが、くれぐれもお気をつけいただきたいと思います。今もありましたように、このところ穏やかな天気が続いております。近年の異常気象ですから、この反動がどうなのかと心配をするものでございます。実は私事ですが、昨日、インバウンドで中国の子どもを4人家に泊めておりました。中国も広東省深セン市、香港に近い南の方で雪の降らない方です。朝、雪が降ってくれたらずいぶん喜ぶんじゃないかと楽しみにしていたんですが期待外れでした。それはともかく、降らないにこしたことはないんですが、今も局長からありましたように降ってくれないと困るところもありますし、我々にとってもあるときにあるものがないと先が心配とこんな思いもしているところです。年が変わりまして初めての総会ということでございます。今日改めて引き締めながらまたこの一年間がんばってまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

諸報告

○議長 (森井 脩) 日程に先だち諸報告をします。

欠席の通告を受けております。1番 宮岡正則委員の欠席の通告を受けております。

行政報告

○議長 (森井 脩) それでは、農業委員会にかかる行政報告をいたします。

行政報告については、別紙のとおりとなっておりますのでご清覧ください。

以上で行政報告を終わります。

○議長 (森井 脩) 続いて行政報告に関する質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいまの出席委員数は18名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただ今から第10回豊岡市農業委員会総会（定例会）を開会いたします。

本日の会議に付した事件は、許可条件変更申請案件1件、報告案件7件、許可申請案件24件、証明案件9件、届出書受理案件1件、協議案件2件、合計44件です。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております資料のとおりです。

直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

○議長（森井 脩） 日程第1 「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、議長より2名を指名します。

4番 原 清 美 委員

6番 井 谷 勝 彦 委員

以上の委員にお願いします。

会期の決定

○議長（森井 脩） 日程第2 「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

第10回農業委員会総会（定例会）は、本日1日限りにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって第10回総会（定例会）は、本日1月25日の1日間と決定しました。

農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

○議長（森井 脩） 日程第3、報告第15号「農地法第18条第6項の規定による通知の受理について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第15号「農地法第18条第6項の規定による通知の受理について」の報告事項を終わります。

農地等の競売・公売に参加するための買受適格証明書発行者に対する農地法第3条許可書の発行について

○議長（森井 脩） 日程第4、報告第16号「農地等の競売・公売に参加するための買受適格証明書発行者に対する農地法第3条許可書の発行について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第16号「農地等の競売・公売に参加するための買受適格証明書発行者に対する農地法第3条許可書の発行について」の報告事項を終わります。

農地法第5条第1項ただし書き（第1号）の規定による届出書受理について

○議長（森井 脩） 日程第5、報告第17号「農地法第5条第1項ただし書き（第1号）の規定による届出書受理について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

18番 大原委員。

○18番（大原 博幸） 土地の表示の欄の字のところに欠落という表現があるんですけど、これはどういう意味ですか。

○事務局（古谷 明仁） 小字名です。大字というのが下鶴井とか出石町どどこ、その下に小字名があり、その名前です。

○議長（森井 脩） 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 質疑なしと認めます。

以上で、報告第17号「農地法第5条第1項ただし書き(第1号)の規定による届出書受理について」の報告事項を終わります。

第64号議案、農地転用許可条件の変更承認申請審議について

○議長 (森井 脩) 付議事項に入ります。日程第6、第64号議案「農地転用許可条件の変更承認申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長 (森井 脩) 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件につき追加説明をお願いします。現地調査員を代表して、12番 北垣委員、お願いします。

○現地調査員 (北垣 裕次) 去る1月15日に13番の齋藤さんと事務局2名、建設課1名で現地調査をまいりました。別段問題はなかったです。以上です。

○議長 (森井 脩) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

6番 井谷委員。

○6番 (井谷 勝彦) 29年のものは所有権移転でしたか、貸借でしたか。

○事務局 (西田 弥) 所有権移転でございます。

○6番 (井谷 勝彦) 許可をもらってから、移転は先にできると思うんですけども、それをされずに放っておられたということでしょうか。

○事務局 (西田 弥) 放っておられたというか事業途中ということだったということだと思います。

○6番 (井谷 勝彦) だったら所有権は移転されていないということですね。

○事務局 (西田 弥) 所有権は移転されています。ですが、地目は農地のままになっています。

○事務局 (古谷 明仁) 29年2月に名義変更で所有権移転となっています。

○6番 (井谷 勝彦) そのために譲渡人は過去の人が出てくるのですね、所有権移転されていても。

○議長 (森井 脩) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時45分)

(再開 午後1時50分)

○議長（森井 脩） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

事務局、お願いします。

○事務局（宮崎 雅巳） 先ほど質問の中で所有権が移転しているかどうかという質問の中で、この件については既に所有権が移転しているということを確認いたしましたけれど、今回は転用事業の途中での転用目的の変更ということで、所有者は前許可の所有者のまま変更手続きということで県と協議を進めています。もし、この内容で不都合だということでありましたら、保留をさせていただきながら県と再度相談させていただきますが、今のところ県との事前協議ではこの形での受け付けの方向で進めているところでございます。

○議長（森井 脩） よろしいでしょうか。

○6番（井谷 勝彦） わかりました。

○議長（森井 脩） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。よって、第64号議案「農地転用許可条件の変更承認申請審議について」は原案のとおり可決されました。

変更承認すべきという意見を付して県知事に進達します。

第65号議案、農地法第3条の規定による許可申請審議について

○議長（森井 脩） 日程第7、第65号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件につき追加説明をお願いします。現地調査員を代表して、11番 宮口委員、お願いします。

○現地調査員（宮口 豊隆） 10番の西沢さんと事務局2名で1月11日に現地を確認させていただきました。事務局が言われているように別に問題はありませんでした。以上です。

○議長（森井 脩） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。よって、第65号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」は原案のとおり可決されました。

許可書を発行します。

第66号議案、農地法第4条の規定による許可申請審議について

○議長（森井 脩） 日程第8、第66号議案「農地法第4条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

現地調査員を代表して、12番 北垣委員、お願いします。

○現地調査員（北垣 裕次） 同じく15日に現地調査にまいりました。事務局の説明のとおりで問題はないと思います。

○議長（森井 脩） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認めます。

よって、第66号議案「農地法第4条の規定による許可申請審議について」は原案のとおり可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第67号議案、農地法第5条の規定による許可申請審議について

○議長 (森井 脩) 日程第9、第67号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長 (森井 脩) 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な場合につき追加説明をお願いします。

現地調査員を代表して、12番 北垣委員、お願いします。

○現地調査員 (北垣 裕次) 同じく15日に現地調査にまわりました。事務局の説明どおりで問題ないと思われます。以上です。

○議長 (森井 脩) ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

16番 永井委員。

○16番 (永井 辰正) ○○○ってどんな仕事をされていますか。

○事務局 (西田 弥) ○○○の製造です。

○議長 (森井 脩) 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認めます。

よって、第67号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」は原案の

とおりの可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第68号議案、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について

○議長（森井 脩） 日程第10、第68号議案「農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件につき追加説明をお願いします。

現地調査員を代表して、11番 宮口委員、お願いします。

○現地調査員（宮口 豊隆） 1月11日に10番の西沢さん、事務局2名で現地確認をさせていただきました。事務局の説明どおりで問題はないと思います。以上です。

○議長（森井 脩） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって、第68号議案「農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について」は、原案のとおりすべて可決されました。

証明書を発行します。

第69号議案、農用地利用集積計画の決定について

○議長（森井 脩） 日程第11、第69号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

6番 井谷委員。

○6番（井谷 勝彦） 基盤強化法で、農業委員会の3条申請との違いで、基盤強化法は一般的に貸借、いわゆる使用貸借、賃貸借含めて基盤強化法を利用するメリットは下限面積が農地法のようなしほりを受けない、また期限が来れば自動的に切れて返ってくるというメリットがあるというふうになっております。それから3条であれば継続が可能ということで、メリットデメリットがあると思うんですけども、所有権におけるメリットとデメリットの違いをこの際ですのではっきり聞かせていただけたらと思います。

○議長（森井 脩） 事務局説明をお願いします。

○事務局（宮崎 雅巳） 当委員会でも基盤法に基づいた所有権移転をこちらから市に要請した過去もございます。大きなメリットは税制の優遇がございまして、基盤法に基づいての所有権移転については3条許可はいらないですし、売買についての所得税の控除がございまして、そういったメリットがございまして、ここが一番大きなところで、また、不動産取得税のメリットもございまして、農業委員会が逆に市の方にこういった計画を立てたらどうですかという要請をしたことがあるんですけども、今回は逆に市の方から計画の承認について農業委員会に同意を求められているというケースでございました。

○議長（森井 脩） よろしいでしょうか。

○6番（井谷 勝彦） はい、いいです。

○議長（森井 脩） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。

本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって、第69号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり可決されました。

「計画書のとおり、農用地利用集積計画を決定する。」旨の決定通知書を送付します。

第70号議案、農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の審議について

○議長（森井 脩） 日程第12、第70号議案「農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○15番（尾口 正信） この〇〇〇、〇〇〇に行く場合に通路は〇さんの家の前の通路を通るんですか。

○事務局（橋本 明宏） はい、ここしかございません。

○15番（尾口 正信） これは共用の橋なんですか。

○事務局（橋本 明宏） 法的にどうなのかなという疑問は残りましたが、川の向こうにございます住居はすべてこの橋を通過してそれぞれのお宅に入っておられるような状況でしたので。

○15番（尾口 正信） 〇さんのところからは行かないんですね。

○事務局（橋本 明宏） 〇さんのところからは行って行けないことはないんですけど、人の敷地に入ってからという状況でございました。

○事務局（橋本 明宏） 今回購入されました空き家といいますのが住宅地図でご覧いただきました赤い四角の左側、〇〇〇〇さんと書いてございますこの住宅を空き家として購入されました。その隣にある農地を一緒に取得されて畑として使われるということです。

○議長（森井 脩） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって、第70号議案「農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の審議について」は、原案のとおり可決されました。

閉会

○議長（森井 脩） お諮りします。本会に付議された議事はすべて終了しました。

これをもって本会議を閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって本会はこれをもって閉会することに決定しました。

これにて、平成30年度第10回豊岡市農業委員会総会（定例会）を閉会します。

午後2時37分閉会